

# 危機管理マニュアル(例)

( 製造業関係 )

営業施設名	
営業者名	
営業所所在地	

広島県

(H28. 4 作成)

(R4. 12 改正)

## 目次

I 危害発生時の対応マニュアル	1
危害発生時の対応手順	3
II 自主回収・公表等マニュアル	4
III 各種様式例等	
(別紙1) 自主回収届	8
(別紙2) 苦情・相談受付処理票(例)	10
(別紙3) 販売先への通知文(記載例)	11
(別紙4) 自主回収に係る改善報告書(記載例)	12
(別紙5) 消費者への告知文(記載例)	14
食品衛生に関わる関係機関連絡先	15

---

# I 危害発生時の対応マニュアル

---

## 1 目的

このマニュアルは、当社が製造（調製）した製品（食品）に関して食品衛生に関する危害が発生した場合の対応について定め、迅速かつ的確な健康被害の拡大防止、再発防止を図ることを目的とする。

## 2 食品衛生に関する危害発生の定義

このマニュアルで扱う「食品衛生に関する危害発生時」とは、次の場合とする。

- ① 消費者から健康被害（アレルギー症状含む）に関する情報提供を受けた場合  
ただし、取り扱う食品等に起因する（疑い含む）と医師が診断した場合に限る。
- ② 消費者等から、健康被害につながるおそれが否定できない苦情があった場合
- ③ 自主的な検査等により、取り扱う食品が食品衛生法によって販売等が禁止されると判明した場合（成分規格違反・添加物使用基準違反等）
- ④ 取扱う食品等に起因する食品衛生上の問題が発生し、自主回収に着手した場合
- ⑤ 消費者等から、取扱い食品について、特異な情報を得た場合
- ⑥ その他、自社で危害発生時の対応が必要と判断した場合

## 3 危機管理体制の確立

消費者からの問い合わせ等に対応するための相談窓口を設置する。

危害が発生した際に、社内の対応指示及び保健所等の関係機関への連絡・報告を担当する危機管理者を置く。

### (1) 消費者相談窓口の業務

消費者からの問い合わせ等に対応し、危害発生時は速やかに危機管理者へ報告する。

### (2) 危機管理者の業務

- ・「危害発生時の対応手順」を作成し、危害発生時に備える。「対応手順」には、連絡体制を記載し、毎年更新し常に使用できるようにしておく。
- ・危害に関する情報を入手した場合速やかに調査等を行って概要を把握し、必要な連絡を行うとともに、危機事案対応体制を確保し、「危害発生時の対応手順」に従って処理する。

## 4 危害発生時の対応

### (1) 情報の収集

- ・ 発見（発症）日，購入（利用）日
- ・ 発生した危害の内容
- ・ 当該製品に関する情報（表示，販売（提供）数等）
- ・ 苦情品の有無 等

### (2) 原因究明

#### ① 当該製品について，次の調査を実施

- ・ 同様の状況がないか速やかに確認
- ・ 同ロットの製造量，販売量，利用者数等
- ・ 製造（調理）に係る記録の確認
- ・ 小分け商品の場合は，原材料の情報入手

#### ② 必要に応じて，自主検査を行い安全性の確認を行う

- ・ 検査対象：苦情品及び同ロット品等
- ・ 原材料についての検査結果の入手
- ・ 原材料が輸入食品の場合は，輸入時の届出書類，検査結果等の入手  
（同ロットの輸入数量を確認する。）

### (3) 被害拡大防止

当該製品に起因する食品衛生上の危害又は危害のおそれがある場合は，消費者への健康被害を未然に防止する観点から，自主回収等を行い，公表等により販売者・消費者等に注意喚起する。

### (4) 危害発生時の情報の保健所長への報告

自主回収を行う場合は，厚生労働省食品衛生申請等システム又は別紙1により管轄保健所に報告する。

## 危害発生時の対応手順（記載例）

年 月 日作成

### I 担当者等

消費者相談窓口 \_\_\_\_\_（電話： \_\_\_\_\_ F A X： \_\_\_\_\_）  
危機管理者 \_\_\_\_\_（携帯： \_\_\_\_\_ 自宅： \_\_\_\_\_）  
経営責任者（社長等） \_\_\_\_\_（携帯： \_\_\_\_\_ 自宅： \_\_\_\_\_）  
管轄保健所 \_\_\_\_\_保健所（電話： \_\_\_\_\_ F A X： \_\_\_\_\_）

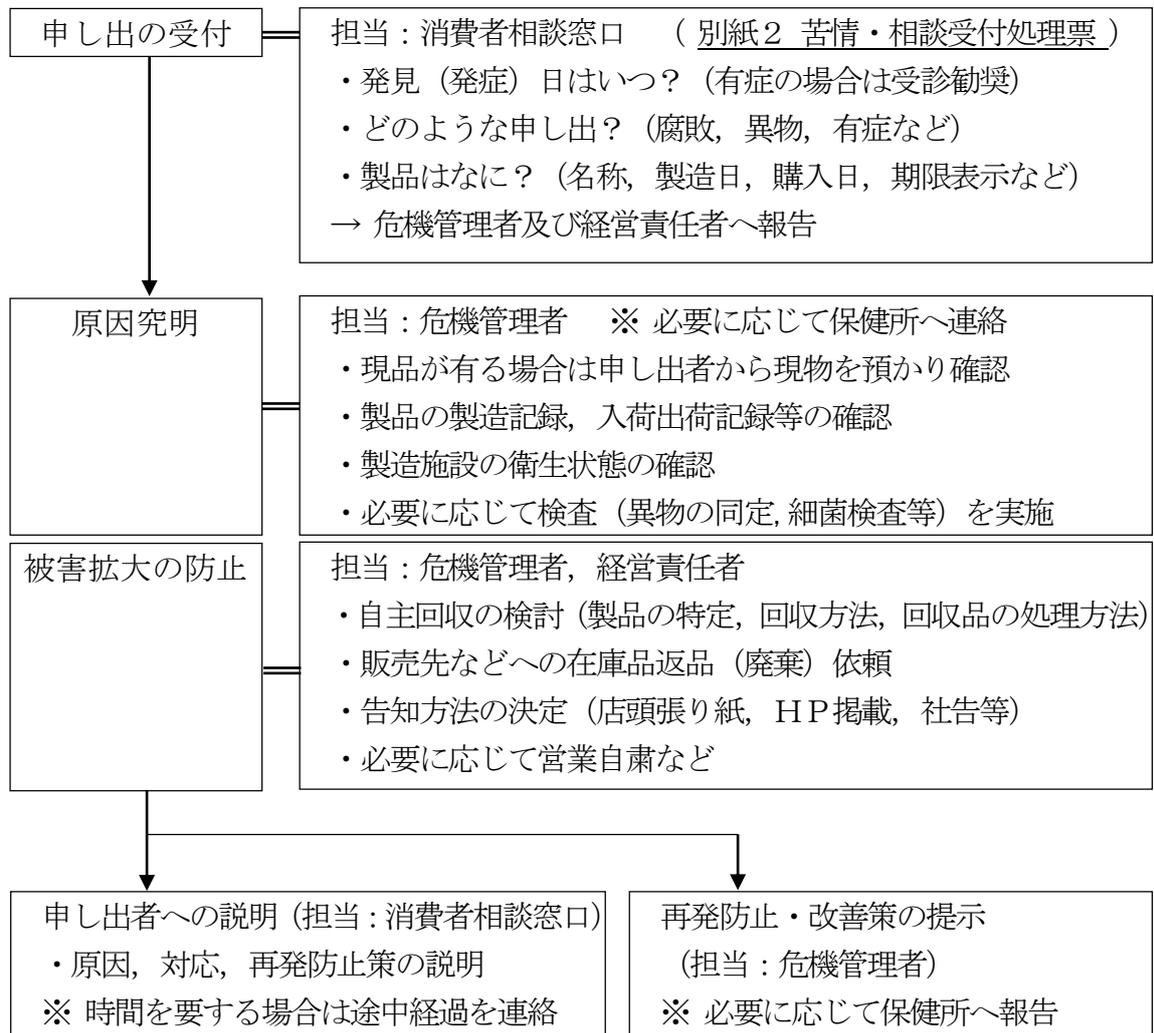
### II 目的

速やかに原因を究明し、健康被害などの拡大防止を図る

### III 実施方法

- 1 申し出の事実及び健康被害の発生の有無について確認する。
- 2 必要に応じて保健所へ連絡して指示を仰ぎ、原因究明を行う。
- 3 製品を回収する場合、販売先、出荷先へ速やかに連絡する。
- 4 原因究明の結果、改善すべき箇所があった場合は速やかに改善を行う。
- 5 処理経過は、苦情・相談等処理記録票を用いて記録する。

#### 【処理手順】



## Ⅱ 自主回収・公表等マニュアル

### 1 目的

このマニュアルは、当社が製造、加工又は販売した食品が原因で、健康被害が生じたり、生ずる可能性があることが判明した場合、健康被害の拡大を防止するために実施する自主回収又は公表等について定める。

### 2 自主回収すべき場合の判断

自社で自主回収を行うのは、次の場合とする。

#### (1) 食品衛生法違反または違反のおそれがある時

##### ①食品衛生法に違反する食品の例示

- ・ 腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜，ナチュラルチーズなど加熱せずに喫食する食品
- ・ ボツリヌス毒素に汚染された容器包装詰食品
- ・ アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品
- ・ シール不良等により，腐敗，変敗した食品
- ・ 有毒魚（魚種不明フグ，シガテラ魚等）
- ・ 有毒植物（スイセン，毒キノコ等）
- ・ 硬質異物（ガラス片，プラスチック等）が混入した食品
- ・ 一般細菌数や大腸菌群などの成分規格不適合の食品 など

##### ②食品衛生法違反のおそれがある食品の例示

- ・ 製造工程上の不備が確認され，健康被害が発生するおそれがある食品（殺菌工程不良，充填工程不良，容器包装不良等）
- ・ 消費者等から受けた苦情の内容が，異味，異臭の発生，異物の混入その他，健康被害が発生する恐れが否定できない食品（原因が究明されていない場合を含む）
- ・ 原材料等の自主回収等の連絡があった食品 など

#### (2) 食品表示法違反

食品表示法違反の例示

- ・ アレルゲン表示が欠落した食品
- ・ 本来表示すべき期間より長い期限表示をした食品（食品衛生上の危害が発生するおそれがないことが明らかな場合を除く）など

#### 自主回収報告制度の創設について

平成30年6月に食品衛生法及び食品表示法が改正されたことにより、令和3年6月1日から、食品等事業者が食品等の自主回収（リコール）を行う場合、食品衛生法及び食品表示法に基づき、リコール情報を行政に届け出ることが義務付けられることになりました。

リコール情報を消費者に対して一元的かつ速やかに提供することにより、対象食品の喫食を防止し、健康危害を未然に防ぐとともに、行政機関によるデータ分析・改善指導を通じ、食品衛生法及び食品表示法違反の防止を図ります。

届出のあったリコール情報は、厚生労働省の「食品衛生申請等システム」から確認できます。なお、食品等事業者がリコール事案や回収状況を届け出る際には、食品衛生申請等システムの「食品等自主回収情報管理機能」を利用して、届出を行います。

### (3) 自主回収を行わない場合

- ① すでに回収又は返品が終了している場合
- ② すでに、商品の期限が切れており、流通していないと思われる場合
- ③ その他、健康被害の可能性がなく、自主回収の必要性がないと判断される場合

## 3 自主回収を行う場合の手順

自主回収を行う場合は、保健所に連絡する。

### (1) 対応手順

- ① 自主回収対象ロットの限定
  - ・原材料の情報、製造日、ライン等の調査結果に基づき、対象ロットを特定。
- ② 販売先の特定
  - ・販売記録等から販売先及び販売量を特定
- ③ 販売先や関係取引先へ速やかに連絡（別紙3 販売店連絡記載例）
- ④ 回収方法、周知方法の決定
- ⑤ 食品衛生申請等システム等により管轄保健所に自主回収届（着手）を提出（別紙1 自主回収届）※  
届出内容に変更（軽微な変更は除く）があった場合は、自主回収届（変更）を提出
- ⑥ 自主回収結果をまとめる
- ⑦ 必要に応じて保健所へ改善報告書（別紙4 自主回収に係る改善報告書）を提出するとともに、食品衛生申請等システム等により自主回収届（終了）を提出（別紙1 自主回収届）

#### ※自主回収届が不要な場合

次のいずれかに該当する場合は、自主回収の報告対象から除外されます。

- ① 不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかな場合  
（例）地域の催事で販売された食品について、催事場内での告知等で容易に回収が可能な場合  
（例）外者が利用しない企業内の売店で販売された食品であって、館内放送等で容易に回収が可能な場合  
（例）通信販売により会員のみ限定販売されている食品であって、顧客に対して個別に連絡することで容易に回収が可能な場合
- ② 消費者が喫食しないことが明らかな場合  
（例）食品等が営業者間の取引に留まっており、卸売業者の倉庫に保管されている場合  
（例）食品等が消費期限又は賞味期限を超過している場合（注：期限として不当に長期の期間を表示した場合を除く。）

ただし、届出対象とならない場合であっても、極めて毒性の強い食品（フグ、有毒植物等）の回収情報については、任意の届出を行うとともに、消費者への情報提供に努めてください。

### (2) 周知方法

消費者等への周知方法は次の例によることとする。

なお、危機管理者は、責任者と協議し、周知方法を決定し、速やかに実施する。

- ① 店頭（売り場）告知（別紙5 消費者への告知文（記載例））
- ② 自社のホームページ掲載
- ③ 新聞掲載
- ④ その他…ポイントカード等の情報や 顧客リスト等による購入者への直接対応等

### (3) 店頭告知等の周知期間

当該回収食品の期限、使用方法、保存方法等を考慮し、周知期間を設定する。

通常、消費（賞味）期限から1.2～1.3倍の期間を考慮して設定する。

ただし、次の場合は店頭告知等を終了することができる。

- ① 販売量がすべて回収されたことが確認された場合
- ② すべての購入者への連絡が完了したことが確認できた場合

(4) 自主回収届の提出方法

届出時は、食品衛生申請等システムを利用する（インターネット環境がない場合は、紙での提出も可）。

【食品衛生申請等システムで提出する方法】

①食品衛生申請等システムへアクセス

【URL】 <https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

※PCでのアクセスを推奨します。

②食品等事業者情報登録（初回のみ）

G BizIDまたは食品等事業者のアカウントを作成し、IDとパスワードを取得する。



※営業許可申請等で、すでにアカウントを作成している場合は、同じID、パスワードが使用可能です。  
 ※初回のみアカウントの作成が必要です。作成したログインIDとパスワードは、忘れないようにメモしておきましょう。

ログインID	
パスワード	

③ログインIDとパスワードを入力し、ログイン

④食品リコールを選択

⑤製造所や商品情報を入力

⑥申請（届出）



**【紙で提出する方法】**

- ①別紙1 自主回収届に食品等事業者情報，製造所，商品情報などを記入
- ②管轄保健所へ提出

### Ⅲ 各種様式例等

年 月 日

整理番号：

届出者による記載は不要です。

保健所長 様

※食品表示法に関する自主回収の場合は、食品関連事業者の主たる事務所を所管する都道府県知事等又は消費者庁長官宛て

## 自主回収届（着手/変更/終了）

※変更、終了を届け出る場合は、変更箇所のみ記載してください。なお、色付け箇所は変更等がない場合も記載してください。色付け箇所を変更する場合は、変更箇所がわかるように丸印をつけてください。

赤枠内については営業者（届出者）が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合は記載してください。

食品衛生法第58条第1項□ 食品表示法第10条の2□の規定に基づき、次のとおり食品等の自主回収を届出します。

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)		
届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 ※食品表示法に関する自主回収の場合は表示に責任を有する者			
回収担当部門	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	回収担当部門所在地		
	回収担当部門・担当者氏名 (ふりがな) ※食品表示法に関する自主回収の場合は表示に責任を有する者		
回収委託先情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	委託事業者住所 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)		
委託事業者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			
製造所又は加工所情報（注）	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	製造所又は加工所の所在地		
	(ふりがな)		
製造所又は加工所の名称（屋号、商号は追記してください）※法人にあつては、その名称			
回収する食品等の情報等	食品等の一般名称：	商品名：	
	食品等の特定情報（形態、内容量、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号、ロット番号、表示事項、出荷者、農場等） ※多数ある場合は、別紙にリストを添付して下さい。		
	回収の理由	内容	
	<input type="checkbox"/> ①食品衛生法に違反		
	<input type="checkbox"/> ②食品衛生法に違反するおそれ		
	<input type="checkbox"/> ③食品表示法に違反		
	<input type="checkbox"/> ④食品表示法に違反するおそれ		

(注) 一次産品の場合は、出荷者等の営業所等の情報 (注) 輸入品の場合は、輸入業者の営業所等の情報

回収する食品等の情報等	回収着手時点における販売状況（販売地域、販売先、販売日、販売数量等）※多数ある場合は、別紙にリストを添付して下さい。	
	回収に着手した年月日 年 月 日	
	回収の方法（回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収後の対応、回収終了予定等）	
	回収状況（販売数量に対する回収数量、回収終了等）※届出時点	
	健康被害の発生状況（生命又は身体に対する危害の発生の有無）	
	健康への危険の程度※都道府県等において記載	内容※都道府県等において記載
	画像（商品の全体がわかる画像、表示（食品関連事業者、製造所・加工所、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号・ロット番号等）※多数ある場合は、別紙にリストを添付して下さい。	
	備考	
担当者	(ふりがな) 担当者氏名	電話番号

苦情・相談受付処理票

社長	工場長	主任	担当者	受付者	
受付年月日	年 月 日( ) 時 分 来店・電話・郵送・メール・その他				
お申し出者	住所	県 市 町 丁目 番 号			
	氏名	(男・女) 年齢 ( )			
	連絡方法	TEL :			
お申し出内容	食品に関する情報	商品名： ( ) 内容量： ( g入・ 個入) 消費(賞味)期限： 年 月 日 ロット番号等： 現物の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 現物の提供： <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可			
	入手方法	入手先： ( ) 購入日： 年 月 日			
	内容区分	<input type="checkbox"/> 健康被害 <input type="checkbox"/> 食品苦情：異物混入・腐敗・異臭・カビ・その他 <input type="checkbox"/> その他：表示・包装・対応・その他			
	健康被害	健康被害： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有症 (腹痛・嘔吐・下痢・発熱・その他 ( )) <input type="checkbox"/> 負傷 喫食日時： 月 日 時 発症日時： 月 日 時 受診日時： 月 日 時 医療機関名： 医師診断名：			
	食品苦情	<input type="checkbox"/> 異物混入 <input type="checkbox"/> 腐敗 <input type="checkbox"/> 異臭 <input type="checkbox"/> カビ <input type="checkbox"/> その他 詳細：			
	その他苦情	<input type="checkbox"/> 表示 <input type="checkbox"/> 包装 <input type="checkbox"/> 対応 <input type="checkbox"/> その他 詳細：			
	相談	<input type="checkbox"/> アレルギー物質 <input type="checkbox"/> その他			
調査結果	同ロット品の製造量： 同様の苦情の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
再発防止・改善策					
お申し出者への対応結果	<input type="checkbox"/> 代品 <input type="checkbox"/> 代金返却 <input type="checkbox"/> 調査結果報告 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 連絡				
解決年月日	解決： 年 月 日				
決裁欄	社長	工場長	主任	担当者	受付者

(記載例)

○年○月○日

販売店様各位

○○○○株式会社

## 弊社商品自主回収のお詫びとお知らせ

拝啓、貴社におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品をご愛顧賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、弊社が製造致しました「○○○○ 200g」につきまして、「小麦」のアレルギー表示が欠落したものが一部流通していることが判明しました。小麦アレルギーの方が食べるとアレルギー症状がでる可能性があります。なお、現在までに健康への影響の報告はありません。

現在、当該商品の回収を実施しております。お手元に商品がございましたら、お手数をおかけ致しますが、返品していただきますようよろしくお願い致します。

この度は、貴社をはじめお客様に大変ご迷惑をおかけ致しましたこと、心から深くお詫び申し上げます。日頃から衛生管理、品質管理につきましては十分気をつけておりますが、今後は再発防止によりいっそう努力していく所存でございますので、ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い致します。

## 記

## 1 対象商品

「○○○○ 200g」

\* 賞味期限 15.01.01～15.01.31 の商品

当該商品の写真

## 2 お問い合わせ先

○○○○株式会社 お客様相談室

所在地 広島県○○市○○町○番○

電話番号 123-456-7890

(受付時間：土日を除く午前9時から午後5時まで)

## 3 回収方法

店頭での引き取り、郵送

(記載例)

年 月 日

〇〇保健所長 様

屋 号 〇〇〇〇  
 営業所所在地 広島県〇〇市 ~  
 営 業 者 〇〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇〇〇  
 営業の種類： 〇〇 製造業

## 自主回収に係る改善報告書

弊社で製造し販売している「〇〇〇〇200g」について、年 月 日から、アレルギー物質（小麦）の表示欠落のため自主回収を行っておりましたが、自主回収が終了しましたのでご報告致します。

この度は、弊社の不手際により、関係者の方々に多大なご迷惑をおかけ致しましたことを、深くお詫び申し上げます。

今後は、ご指導頂きました点について次のとおり改善し、なお一層衛生管理の徹底に努める所存です。従事者一同に再発防止を徹底致しますので、よろしくお願い申し上げます。

## 記

## 1 概 要

年 月 日に販売店〇〇様から「小麦のアレルギー表示が欠落しているのではないか」との苦情を受けたと連絡がありました。

自社の製品、製造工程、製品をチェックしたところ、指摘内容についてその事実を確認致しましたので、当該商品の自主回収を行いました。

## 2 対象商品・対象ロット等

名 称 〇〇〇〇  
 内容量 200g  
 賞味期限 年 月 日から 年 月 日までのもの  
 ( 月 日から 月 日に製造されたもの)  
 ロット番号 A016  
 製造者 (株)〇〇〇〇  
 住 所 広島県〇〇市〇〇町1-2-3  
 当該ロット製造量 200g 14,000 袋

## 3 流通経路

〇〇市〇〇 製造所 → 〇〇〇〇 → ××商店  
 〇〇スーパー各店については、〇〇スーパー本店を經由し各店に配送

## 4 販売先及び数量

別紙1のとおり

5 回収結果及び処理方法等

① 回収結果 詳細は別紙2のとおり

年	月	日	〇〇〇〇200g
			〇〇袋
			〇〇袋
			〇〇〇〇袋
		計	1,550袋

<参考>

	〇〇〇〇200g	備考
製造量 計	14,000袋	
自社在庫 計	2,000袋	
回収量 計	1,550袋	販売店での廃棄含む
消費済み(推定) 計	10,450袋	

② 処理方法等

回収した製品は、〇〇〇〇・・・しました。

(対処方法を記載する。廃棄処分した場合は、マニフェストの写し又は焼却処分等の結果の写しを添付)

③ 苦情、相談等

年 月 日現在 苦情、相談件数は、 〇 件でした。

6 表示改善結果

別紙+のとおり (新旧を貼付する)

7 原因考察

〇月〇日にラベルの印字設定の変更作業を実施した際に、「〇〇〇」と入力すべきところを誤って「〇〇〇」と入力し、かつその後の工程において誤りを発見できなかったことが原因と考えられます。

8 再発防止対策等

再発防止対策として、次のことを行います。

- ① 表示貼付の際にダブルチェック体制をとる。
- ② 製造記録簿に、同日の貼付シールを貼り、苦情等があった場合にすぐに検証できる体制とする。
- ③ 表示の在庫管理を行い、残量と使用量が適正か確認、記録する。  
(記録用紙別紙添付)
- ④ 危機管理に関する研修会を年2回開催する。  
(今回は 年〇月〇日実施し、従事者25名受講済み)

9 その他改善事項

- ・表示確認コーナーの電球を交換しました。(明るい状況で確認、点検ができる。)

(記載例)

○年○月○日

お客様各位

○○○○株式会社

## 弊社商品自主回収のお詫びとお知らせ

平素から弊社製品をご愛顧賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、弊社が製造致しました「○○○○ 200g」につきまして、「小麦」のアレルギー表示が欠落したものが一部流通していることが判明しました。

現在、当該商品の回収を実施しております。対象商品は次のとおりです。お手元に対象商品がございましたら、お手数をおかけ致しますが、返品していただきますようよろしくお願い致します。

お客様には大変ご迷惑、ご心配をおかけ致し、心から深くお詫び申し上げます。

今後は再発防止によりいっそう努力していく所存でございますので、ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い致します。

記

- 1 対象商品 「○○○○ 200g」  
\* 賞味期限 15.01.01～15.01.31 の商品



当該商品の写真

- 2 健康への影響 小麦アレルギーの方は、アレルギー症状がでる可能性があります。食べないようにしてください。
- 3 お問い合わせ先  
○○○○株式会社 お客様相談室  
所在地 広島県○○市○○町○番○  
電話番号 123-456-7890  
(受付時間：土日を除く午前9時から午後5時まで)
- 4 回収方法  
店頭での引き取り、郵送

## 食品衛生に関わる関係機関連絡先(県内)

保健所 (支所)名	所管区域	電話番号 FAX 番号	住所 メールアドレス
広島県西部保健所	大竹市 廿日市市	0829-32-1181 0829-32-5034	〒738-0004 廿日市市桜尾2-2-68 fjwseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp
広島県西部保健所 広島支所	安芸高田市 府中町 海田町 熊野町 坂町 安芸太田町 北広島町	082-228-2111 082-222-5802	〒730-0011 広島市中区基町10-52 fjwheisei@pref.hiroshima.lg.jp
広島県西部保健所 呉支所	江田島市	0823-22-5400 0823-25-9511	〒737-0811 呉市西中央1-3-25 fjwkeisei@pref.hiroshima.lg.jp
広島県西部東保健所	東広島市 竹原市 大崎上島町	082-422-6911 082-422-9353	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10 fjweseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp
広島県東部保健所	三原市 尾道市 世羅町	0848-25-2011 0848-25-2464	〒722-0002 尾道市古浜町26-12 fjeseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp
広島県東部保健所 福山支所	府中市 神石高原町	084-921-1311 084-921-9852	〒720-8511 福山市三吉町1-1-1 fjefeisei@pref.hiroshima.lg.jp
広島県北部保健所	三次市 庄原市	0824-63-5181 0824-63-5190	〒728-0013 三次市十日市東4-6-1 fjnseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp
広島市保健所 食品指導課	広島市	082-241-7434 082-241-2567	〒730-0043 広島市中区富士見町11-27 shokuhin@city.hiroshima.lg.jp
呉市保健所 生活衛生課	呉市	0823-25-3536 0823-24-6826	〒737-0041 呉市和庄1-2-13 seieisei@city.kure.lg.jp
福山市保健所 生活衛生課	福山市	084-928-1165 084-928-1143	〒720-0032 福山市三吉町南2-11-22 seikatsu-eisei@city.fukuyama.hiroshim a.jp

\* 土日祝日及び夜間は宿直対応となります。宿直から保健所担当者に連絡し、折返し連絡します。  
健康被害に関する報告などは必ず電話連絡の上、必要に応じFAX、メールにより関係資料を送付してください。